

○厚生労働省告示第二十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から適用する。

平成二十九年一月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の一号を加える。

七十一 トラスツズマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法 乳房外パジェット病（HER2が陽性であつて、切除が困難な進行性のものであり、かつ、術後に再発したものを又は転移性のもに限る。）